

ぜひ市民の皆様の声をお寄せください！

# 三鷹市子ども権利に 関する条例（仮称） パブリックコメント

三鷹市では、子どもの権利を守り、子どもが生涯にわたって幸せに暮らすことができるまちを実現するため、「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けた取組を進めています。

この度、条例（案）の骨子について、パブリックコメントを実施します。市民の皆様のご意見をお聞かせください。

## 実施期間

令和8年5月18日（月）～6月7日（日）

## 意見を提出 できる方

三鷹市在住、在勤、在学の方、本パブリックコメントに係る利害を有する方（団体を含む）

## 意見の 提出方法

- ① 左記の二次元コードから三鷹市ホームページを開き、条例（案）の骨子をご確認ください。



条例（案）の骨子

こちらでもご覧いただけます

市役所（相談・情報課、子ども・若者政策課）、  
各市政窓口、各市立図書館、各コミュニティ・センター、  
市民協働センター、東・西多世代交流センター

※ 市役所（相談・情報課、子ども・若者政策課）、東・西多世代交流センターでは、資料を配付しています。



ご意見入力フォーム

- ② 住所、氏名、電話番号（入力フォームの方はメールアドレス）を明記の上、直接持参、郵送、FAX、電子メール、入力フォーム（左記の二次元コード）にてご提出ください。

【提出先・お問い合わせ】 三鷹市子ども政策部子ども・若者政策課

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1   ✉ kowaka@city.mitaka.lg.jp

三鷹市役所本庁舎4階

TEL 0422-29-9671

FAX 0422-29-9619